

政府からのお知らせ



雇用保険 給付期間を一部地域で延長

岩手、宮城、福島の一部地域にお住まいで、震災によりやむを得ず離職した方、休業などを余儀なくされた方

震災離職者の雇用保険については、既に特例措置として給付期間が最大120日間延長されていますが、今般、岩手、宮城、福島の一部地域にお住まいの求職者については、さらに90日間、給付期間が延長されます。


延長の対象となる地域

- 岩手、宮城、福島の沿岸地域
- 原発の警戒区域・計画的避難区域の市区町村

※対象となる具体的な地域名については最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

※雇用保険の給付期間は、離職時の年齢や雇用期間などに応じて基本的に90～330日の間で決まりますが、今回の措置は、このそれぞれ定まった期間を再延長するものです。



 お問い合わせ先
最寄りのハローワーク

